

千代田区の特別支援教育

特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

千代田区では、通常の学級での指導方法の工夫や配慮の実施のほか、通級による指導（特別支援教室・ことばの教室）や特別支援学級での指導・支援により、児童等に対する支援を行っています。

◆ 早期発見・早期支援

特別な支援が必要なお子さんについて、早期に適切な指導・支援を行うことで円滑な就学や社会適応につながりやすくなるといわれています。中でも発達障害は、外見からの困難さが見えにくい「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあります。本人や保護者も生活上・学習上の困難が障害に起因していることに気付きにくいいため、適切な指導・支援につながらない場合があります。

◆ 継続した支援

それぞれの成長段階に応じた支援が、就学や進級・進学等の節目ごとに断ち切られることがないよう、必要な情報を確実に引き継いでいくことが重要です。保護者、学校、療育機関等の関係機関が連携して継続的に支援していくことで、将来の自立と社会参加に向けた成長につながります。

◆ 相談の流れ（イメージ）

小学校就学前のお子さんは、児童・家庭支援センターに、小学生・中学生のお子さんは、在籍する学校の先生へご相談の上、児童・家庭支援センターにご連絡ください。

相談担当が日程を調整し面談を実施した後、教育委員会の職員や心理士等が、在籍する園・学校で活動しているお子さんの様子を確認させていただきます。また、必要に応じて就学支援委員会や通級による指導判定委員会などにおいて医師や心理士等の専門家の意見を聴き、指導・支援の方法を検討します。

就学相談

- 通常の学級での生活や学習が不安
- 幼稚園・保育所等で受けていた支援を継続して受けたい
- 学校でどのような支援を受けられるか知りたい

● **保護者面談**
必要な資料等の案内や相談の流れ等を説明し、必要に応じて学校見学や体験を案内します。

● **専門家の意見**
お子さんの在籍園・学校での様子やご提出いただいた資料等から、お子さんの可能性を最大限に伸ばせる教育の場、支援について提案します。

通常の学級での学級担任等による指導方法の工夫や配慮の実施
+

週8時間以内

通級による指導
・ 特別支援教室
・ ことばの教室

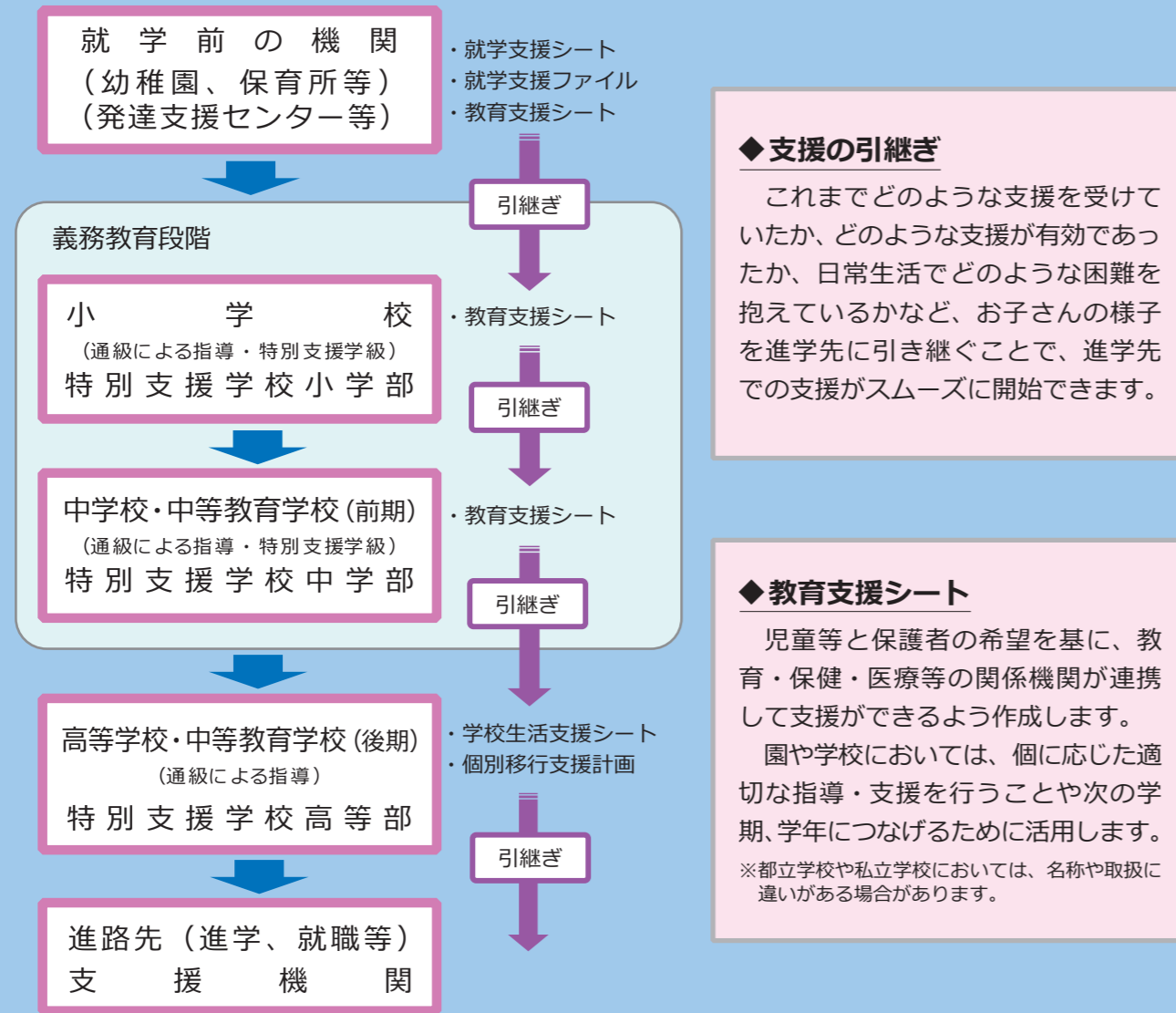
特別支援学級での指導・支援

特別支援学校での指導・支援

※都立特別支援学校への就学について相談したい場合は、千代田区での相談に加え、東京都特別支援教育推進室による相談も必要となります。

◆ 支援の引継ぎ

就学・進級・進学前に行っている支援の引継ぎは、「就学支援シート（療育機関での支援の記録）」、「教育支援シート」等を活用し、保護者の皆様と相談しながら進めていきます。



◆ 支援の引継ぎ

これまでどのような支援を受けていたか、どのような支援が有効であったか、日常生活でどのような困難を抱えているかなど、お子さんの様子を進学先に引き継ぐことで、進学先での支援がスムーズに開始できます。

◆ 教育支援シート

児童等と保護者の希望を基に、教育・保健・医療等の関係機関が連携して支援ができるよう作成します。

園や学校においては、個に応じた適切な指導・支援を行うことや次の学期、学年につなげるために活用します。

※都立学校や私立学校においては、名称や取扱に違いがある場合があります。

◆ 相談したいときは

千代田区立児童・家庭支援センター発達支援係
千代田区神田司町2-16（神田さくら館6階） 電話 03-5296-9281 FAX 03-5298-0240
※在学中のお子さんは、在籍している学校へ相談の上、児童・家庭支援センターにご連絡ください。

○千代田区の特別支援教育の詳細はこちら

<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/gakko/tokubetsushien/index.html>



令和5年4月 発行

編集・発行 千代田区教育委員会事務局指導課特別支援教育担当

所在地 千代田区九段南1-2-1 TEL 03-5211-3666 FAX 03-3288-3420

特別支援教育の指導・支援の概要

特別支援学級

通常の学級における学習では十分な教育効果を上げることが困難な児童・生徒を対象に発達の状態に応じた指導を行います。千代田区では、富士見小学校（令和4年4月新設）、千代田小学校、麹町中学校に知的障害特別支援学級を設置し、一人一人の障害や状況等に応じた指導・支援を行っています。

知的障害特別支援学級の対象となる児童・生徒

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の児童・生徒（例えば家庭生活や学校生活における食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片付け、身の回りの道具の活用にほとんど支障がない程度です）

指導の内容

在籍校がアセスメントに基づき、保護者とともに教育支援シートを作成し、児童・生徒の障害の特性等に応じて特別の教育課程を編成した上で、指導方法を工夫して指導を行います。また、教科や学校行事などを通じて通常の学級との交流及び共同学習を行っています。

「日常の生活場面と結び付けた教科学習の例」

－小学校－

- 国語：絵本などを見て、登場するものや動作を思い浮かべたり、時間や順序など内容を捉える
- 算数：ものともを対応させて、個数を比べたり、まとまりで教えたりする
- 体育：健康に必要な事柄に気付き教師や他者に伝える

－中学校－

- 国語：文章に対する感想を伝え合い、内容や表現のよいところを見つける
- 理科：水や空気の性質について調べる中で見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し表現する
- 職業・家庭：職業や進路に関わることについて考え、発表する

「交流及び共同学習の例」

- 児童・生徒の状態に応じて、給食・運動会・校外学習・宿泊行事への参加、教科学習への参加

通学支援の実施

特別支援学級に在籍する児童の登下校について、添乗員付車両を運行し、通学支援を行っています。登校時は自宅から学校まで、下校時は学校から自宅や療育施設等まで車両を運行し、児童及び保護者の負担軽減を図っています。保護者の費用負担はありません。

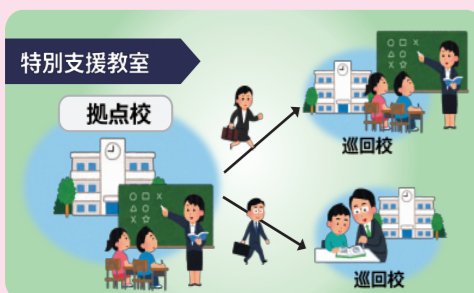
令和5年度より中学校の特別支援学級に在籍する生徒についても、通学支援を行います。



特別支援教室

通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象に、週8時間以内で発達の状態に応じた指導を行います。指導は、拠点校に在籍する特別支援教室担当教員が各学校を巡回し、学級担任と連携の上、実施します。また、教員の巡回がない日でも区が独自で配置している講師（特別支援教育）が在籍校の特別支援教室で指導等を行います。

中等教育学校（後期課程）では年間7単位を限度とし、都立高校における通級による指導に準じて指導を行います。



※在籍学級の授業（国語等）を抜けて指導を受けます。

巡回アドバイザー（心理等の専門家）
児童・生徒の状態を把握し、指導上の配慮について教員等に助言をします。

講師（特別支援教育）
児童・生徒の状態の把握、特別支援教室での指導等を行います。

特別支援教室専門員・特別支援教育専門員
校内の連絡調整、児童・生徒の状態の把握や記録の作成、学習支援等を行います。

拠点校	巡回校
番町小学校	麹町小学校
九段小学校	富士見小学校
千代田小学校	お茶の水小学校
和泉小学校	昌平小学校
神田一橋中学校	麹町中学校
	九段中等教育学校（前期課程）

指導の内容

在籍校（学級担任・特別支援教室担当教員等）がアセスメントに基づき、保護者とともに教育支援シートを作成し、児童・生徒の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定した上で、学習や生活上の困難を改善、克服することを目的とした指導を行います。個別指導を中心に実施し、指導のねらいや内容によって少人数によるグループ指導を行います。※教科の予習・補習や、学習の遅れを取り戻すためのものではありません。

「指導内容と身に付ける資質・能力の例」

- 文字の読み方、書き方、計算の仕方等、自分に合ったやり方を見つける
⇒自分が得意なこと、不得意なことを知り、自分に合った学習方法を習得したり、集中して取り組む力を身に付けたりする
- 学校生活場面を想定した表現の練習を重ねる
⇒円滑なコミュニケーションのための知識・技能や、感情や欲求を上手にコントロールする力を身に付ける
- 課題に応じて改善に向かう運動を繰り返し行う
⇒バランス感覚や手先の巧緻性の向上等、身体の動きを調整する力を身に付ける

特別支援教室の対象となる児童・生徒

知的発達に遅れがなく以下の障害がある児童・生徒のうち、通常の学級において概ね学習することができ、一部障害に応じた特別な指導を必要とする児童・生徒

自閉症

情緒障害

学習障害（LD）

注意欠陥多動性障害（ADHD）

ことばの教室

通常の学級に在籍し、話す、聞くことなどに課題のある児童を対象に、週8時間以内で発達の状態に応じた指導を行います。「ことばの教室」は千代田小学校内に設置しているため、千代田小学校以外の小学校に在籍している児童は、保護者の送迎で「ことばの教室」に通います。

巡回アドバイザー（言語の専門家）

児童の状態を把握し、指導上の配慮について教員等に助言をします。



※在籍学級の授業（国語等）を抜けて指導を受けます。

ことばの教室の対象となる児童

通常の学級において概ね学習することができ、一部特別な指導を必要とする児童で、以下の状態等にある児童

- ・口蓋裂、構音器官のまひ等器質的または機能的な構音障害のあるもの
- ・吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの
- ・話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの

指導の内容

在籍校（学級担任・ことばの教室担当教員等）がアセスメントに基づき、保護者とともに教育支援シートを作成し、児童の状態に応じた指導目標を設定します。個別指導を中心に実施し、指導のねらいや内容によって少人数によるグループ指導を行います。

「指導内容と身に付ける資質・能力の例」

- 発音練習や吹く・吸う等の練習、口まわりの運動等をする
⇒運動機能を高め、話し方を身に付ける
- 音や言葉を正しく聞き取る練習をする
⇒正しく構音できる力を身に付ける
- 様々な文章表現に触れ、文章を作ったり話したりする
⇒語彙を増やし、心情や体験を表現する力を身に付ける